

『震度5強』以上の地震発生

①【在校時】

児童の引き渡しを実施します。

◆『連絡メール2』、電話等による連絡がなくても引き渡しが実施されると判断してください。

◆津波注意報が出た場合は、注意報の解除等、引き渡しの適否を判断したのちに引き渡しを開始します。

②【登下校時】

浪花小学校、緊急開設避難所、避難場所へ避難する。以後、安全が確認されたら登校または帰宅する。

津波注意報が出た場合は、海岸や河川の変化に注意して安全な場所に避難する。

③【在宅時】

避難・待機等を各家庭で判断する。

「命を守る、安全を確保する」を最優先にする。

『津波警報』以上の発表

①【在校時】

児童の引き渡しを実施します。

◆『連絡メール2』、電話等による連絡がなくても引き渡しが実施されると判断してください。

◆津波警報解除後に引き渡しを開始します。(警報解除まで、児童は学校待機します。)

②【登下校時】

近くの安全な高台や浪花小学校、避難所へ避難する。警報解除後、安全が確認されたら登校または帰宅する。

各家庭で、津波警報以上が発表された場合の避難(集合)場所を確認しておく。

③【在宅時】

各家庭の判断で、近くの安全な高台や津波緊急避難場所へ避難する。

登校時刻に発表された場合は、警報解除後、安全が確認されたら登校する。

児童在校時の避難場所(引き渡し場所)

第一次避難場所→学校(校庭・体育館・校舎2階のいずれか)

※災害の状況に応じて以上いずれかの場所に避難します。

第二次避難場所→長岡寺(ちょうこうじ)

※第一次避難場所の避難では不十分だと判断した場合、学校裏手の長岡寺に避難します。

原則、児童の引き渡しは、各家庭から提出された『児童引き渡しカード』に記載された3名のうちのいずれかの引き取り人に対して行います。

ただし、災害発生後、保護者から学校に対し、第4の引き取り人について連絡があった場合は、例外として第4の引き取り人にも引き渡しをします。